

「(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書」に対する
岩手県知事意見

本事業は、東急不動産株式会社が宮城県気仙沼市において、単機出力が最大6,100 kWの風力発電機を最大8基設置するものである。

本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講じるとともに、検討の経緯及び結果について、評価書に詳細に記載するよう事業者に対し勧告されたい。

記

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 事業の実施に当たっては、地元住民及び利害関係者へ十分な説明を行い、理解を得られるよう努めるとともに、地域住民の生活環境の保全に十分配慮すること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺において、他の事業者の風力発電施設が稼働中であることから、その事業者と累積的な影響の予測又は評価に必要な情報を可能な限り共有することで、地域全体の環境影響の回避又は低減を図ること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

風力発電機の騒音及び低周波音による健康被害については、十分な科学的知見が得られていないことを踏まえ、次の対応を行うこと。

ア 環境省「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に加え、WHO 欧州事務局「欧洲地域向け環境騒音ガイドライン」など複数のガイドラインを参照し、可能な限り安全側の評価を行うこと。

イ 稼働開始後は、定期的に周辺住民のヒアリングを行うことにより、影響を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。

(2) 動物

風力発電機の存在による希少猛禽類への影響を回避又は可能な限り低減

するため、複数の専門家の意見を踏まえ、行動圏解析の方法を再検討するとともに、衝突確率等を踏まえ適切に予測・評価を行うこと。

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場

大森山について、岩手県側の登山口や登山道の整備や管理に係る追加調査を行い、その結果を踏まえて、事業によるそれらの活動や利用への影響の予測及び評価を行うこと。

3 関係地方公共団体からの意見

一関市：意見なし